**1カ月単位の変形労働時間制に関する労使協定**

　株式会社XX製作所と社員代表●●●●は、1カ月単位の変形労働時間制に関して、次のとおり協定する。

（勤務時間）

第1条　 所定労働時間は、1カ月単位の変形労働時間制によるものとし、1カ月を平均して週40時間を超えないものとする。所定労働時間、始業・終業の時刻、休憩時間は別紙年間カレンダーによる。

（起算日）

第2条　 起算日は、毎月1日とする。

（休日）

第3条　 毎週土曜日及び日曜日を所定休日とする。尚、日曜日を法定休日とする。

（対象となる社員の範囲）

第4条　 本協定による変形労働時間制は、次の者には適用しない。

（1）　 18歳未満の年少者

（2）　 妊娠中又は産後1年を経過しない女性のうち、本制度の適用免除を申し出た者

（3）　 育児又は介護を行う社員、その他特別な配慮を要すると認められるものであって、本制度の適用免除を申し出た者

（4）　その他会社が必要と認めた者

（協議）

第5条　 この労使協定の内容に関して、疑義が生じた場合は協議する。

（有効期間）

第6条　 本協定の有効期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。

令和○年○月○日　　　　　　　　　　　　 株式会社XX製作所

代表取締役社長　●●　●●　　　　印

株式会社XX製作所

社員代表　　　　●●　●●　　　　印